

令和4年度 第1回

西宮市 権利擁護支援システム推進委員会

会 議 録

□開催日時 令和5年1月24日(火) 午後2時～

□開催場所 西宮市職員会館3階 大ホール

□出席者

委 員：北野委員長，福島副委員長，清水委員，玉木委員，永吉委員，馬場委員，  
福田委員，藤田委員，本田委員，三木委員

事務局：町田健康福祉局長，松本生活支援部長，西村福祉総括室長，胡重福祉部長，  
園田保健所副所長，松田生活支援課長，島村地域共生推進課長，福田法人指導課長，  
小林障害福祉課長，

## I. 国の施策動向と本市の対応

(事務局説明)

### ○委員

国の第2期計画と本市の対応のご説明をいただきましたが、第2期計画では、地域連携ネットワークや、権利擁護支援センターを中核機関にする、これらのことについては、西宮市では十数年前に当たり前のこととして論議して、その構築に向かっていたわけです。委員に言わせると、「権利擁護支援」と言い出したのは西宮だという話で、それが国の施策の中に名称も含めて明確に引き継がれているのです。

その中で、西宮市の対応としては、西宮市成年後見制度利用促進基本計画は権利擁護支援推進計画に置き直して、この委員会に部会を設置して、その中で各諸計画及び地域福祉計画に明確に反映してくださいという提言書を令和2年3月にまとめたという経緯があります。

この点については事務局で明確に押さえていただいている、その上で、各諸計画及び地域福祉計画にもきっちりと表記されており、これが資料2ページに書かれています。

ここでは、権利擁護支援とは何らかの事情によって自分の意思や考え方を他者に伝えることができない、あるいは伝える力が弱いために問題になっている人の権利行使を支援することであり、そのこと自体が共生社会を実現していくことになるということになっています。障害者権利条約の対日勧告でもそのことを言っています。そこもきちんと押さえた上で、成年後見制度の利用はその人の権利擁護が達成されるまでの一つの手法にすぎないと地域福祉計画に書いているわけです。総合相談体制とは、権利擁護を必要とする人を地域の中で早期に発見し、漏らすことなく受け止め、本人の思いに寄り添い、本人の力を発揮して地域で自分の希望する生活を送れるように支援する体制で、本市では権利擁護支援を基盤とした総合支援体制の一体的な推進を目指す地域福祉計画に明記されているわけです。これは非常に大きな意義のあることだと思います。また、包括的支援体制の整備から共生社会の実現に向かうという地域福祉計画上の展開と同じ理念で進められていくことが明示されています。これはすごいことだと思います。

西宮市は、権利擁護支援もそうですし、個人中心の支援にしても、あるいは地域共生社会と言われる前に地域共生館を設置していましたから、先行性はありますし、蓄え自体もいろいろとあるのですが、そこが共有認識されにくくなっているというか、あるいはばらばらに認識されてしまっているところがあります。これは、我々の実践現場の認識の問題と、営々と積み上げてきた基盤を行政も経過認識や基盤認識をもう少し明確にしていく必要があるのではないかと考えています。

第2期計画に基づいた権利擁護支援の地域連携ネットワークは、本人を中心とした権利擁護支援の形態ということ抜きに包括的支援体制の整備はあり得ないし、本当の意味での共生社会の実現はあり得ないと思います。逆に言うと、本当の意味の権利擁護支援概念を持った包括的支援体制の整備、あるいは重層的な展開がない限り、それは本物の共生社会の実現にはならないということです。そのあたりの認識をきっちりと共有していく必要があるのではないかと考えています。

我々現場でも行政でも、機構改革とまでは言わなくても、システム推進委員会の事務局と地域福祉計画の事務局は一体にしてもいいのではないかと、認識水準を本気になって共有を図らないといけないのではないかと考えています。

## ○委員長

資料2ページに書いてある図と3ページの体制イメージがありますが、この2つが何となく異なっているからいけないのです。

地域福祉計画では、権利擁護ではあるが総合相談とした。障害者計画の時も相談イコール権利擁護にしたのです。そこはイメージ2がイメージ3に合体していかなければいけないのです。それがこういう少し違った絵になっているので、今まで話し合ってきたことは一体どう反映されてきたのかという委員の意見です。私もそれは同感ですが、ここをどう合体するかというイメージもすぐに展開されるだろうという認識はしていますが、それでよろしいですね。

## ○事務局

いろいろな制度を円滑に運営していくためには、市の一部の部署でできるものではないと思っていますし、変革の時期ですから、市の組織体制についても少し柔軟に考えていく必要があると思います。

西宮市の場合は高齢者福祉から発展していった障害者福祉を取り込み、権利擁護支援センターができたという形ですので、その都度、組織については徐々に変革してきたのですが、今回の国の包括的支援体制の整備については、市としても大きく組織のイメージを変えていかなければできないと認識しています。

## ○委員長

包括的な権利擁護相談支援体制というイメージを西宮市で考えていただければと思います。

## ○委員

委員も言われたように、西宮市はここ20年ぐらい、福祉部局の幹部の方が長くおられることは非常に心強い仕組みができています。ただ、権利擁護支援という言葉ができた20年ぐらい前の熱量と今の熱量を比べると、若干下がってきたかなという感覚が正直に言うところあります。

成年後見制度についても我々が無視できないのは、昨年国連から総括所見が出されて、成年後見制度の後見類型については即刻廃止して、支援付き意思決定に変えていかなければいけないと言われていました。

一方で、我が国は総括所見について、政府や国会での論議もしないまま、法的拘束力はないと言い切ってしまったのです。

国連からの指摘は至極真っ当な内容ですし、せっかく2年前から西宮市は権利擁護支援計画ということで取り組んでいるわけだから、総括所見も踏まえた上での本人中心支援という方向性であったり、権利擁護支援というのは、別に障害者や高齢者だけの問題ではなく、すべての市民のための権利擁護支援を西宮市はやっていくという、それぐらいの大風呂敷を広げていくことがまず大事ではないかという気がしています。

2つ目に、重層的支援体制整備事業が創設された時は、委託先などが相談を断っているから、断れないようにしていこうという捉われ方だったのですが、実態は、委託先は一生懸命やっているが市町村の窓口が断っていたので、市町村の窓口が機関や委託先につなげている状況があるということで、「市町村による断らない相談支援」という言葉に変わってきたのです。

何を言っているかということ、いよいよ相談支援については、各分野でアウトソーシングによって専門機関に委託しているのですが、相談の一義的責任は市町村にあることを国も含めて認めているわけです。

その上で、西宮市は先行して福祉部局の中で庁内連携が鍵だと設定して動いてきたはずですが、これまで行ってきた庁内連携体制整備の取組みについて、何ができていて何ができていないのかの評価検証をきちんとしていただいた上で、今後、重層的支援体制を構築していく中で、できていなかったことをきちんとやっつけていこうということだと思っているのです。

3ページのイメージ図では生活関連部署と福祉支援部署となっているのですが、この生活関連部署というのはどこを指しているのか、そういう話でした。少し話はそれるかもしれませんが、今、他県で話題になっている、公園がうるさいという1軒からの苦情を受けて、その公園を閉鎖すると判断しました。行政としてはそれでいいのかと僕は思うのです。

声を受け入れることは大事ですが、その声を受け入れたときに、それは市民の意識と反対に行くのではないかと、そういうことをきっちりと精査した上で、相談受けること、どう解決していくかを考えるべきなのです。

これについては、障害者差別解消法で「合理的配慮」と言われている建設的対話を継続していく、これが相談支援の一丁目一番地というか、すぐに解決できることばかりではなく、逆にすぐに解決できないことがいっぱいありますから、それについて行政と民間と市民が一緒になって解決していく、そういう姿勢が重層的支援体制整備事業では問われてくると思います。

このイメージ図を描くときに、より丁寧に市民にも分かりやすい図にしていくように、今後お役に立てるかどうかわかりませんが、この会議でもしっかりと論議できる時間をつくっていただければありがたいと思います。

## ○委員長

市の附属機関として権利擁護支援システム推進委員会を持っているのは全国的にも数少ないと思います。その意味では非常に先進的です。参考資料1の4ページにある第2期計画では、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の地域連携ネットワークの中には、明確に子供支援のネットワークも入っています。見守り、生活困窮、障害、高齢を含めた支援のイメージになっていますので、子供や生活困窮の問題を抜いて障害・高齢だけでできるものではないことは私たちもよく分かっていますし、地域福祉のほうでもきちんと理解されていると思います。

資料1ページの市町村の役割というところですが、2つ目の「・」では、市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託した場合であっても重要であり、積極的に委託事業に市が関わる必要があるとなっていて、「協議会」と出ています。

この「協議会」ですが、委員からも説明のあったとおりで、協議会のイメージは、権利擁護支援に関する各専門職団体や当事者団体などを含む関係機関や団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める趣旨であるとされています。全体的に当事者の方、市民の方、そして西宮市の各団体等、全体を巻き込んだ形で連携するような仕組みをつくると、一人一人の個人の支援をし続けるという、この2つをきちんとやれというのはおっしゃるとおりだと思います。

## Ⅱ. 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会報告

(事務局説明)

### ○委員

10月から権利擁護支援者養成研修が実施されているとありますが、これを受けた方の中で希望される方が市民後見人になるのですか。

### ○副委員長

西宮市では権利擁護支援者という形で養成しています。もちろん、市民の活動として市民後見人も一つの活動ではありますが、権利擁護支援の活動というのは市民後見人に留まらず、社会の中でのいろいろな活動もつながるだろうと思います。そういった方を位置づけて、たくさん活動していただくことが大切だろうと考えて、こういった活動をしています。

市民後見人になりたいという方は、まずは養成研修を受けていただいて、今度は実習に行ってください、その実習を終えられた方の中でさらに市民後見人になりたいという方がおられましたら希望を出していただいて、要件を満たせば市民後見人になるという流れになります。ただ、最終的な判断は家庭裁判所になりますが、西宮市としてその方を推薦するかどうかというのは申立てによると思います。

### ○委員

信頼できる親族が存在すれば、その人に後見人になってもらったらと思いますが、その人も研修を受けたりするのでしょうか。

### ○副委員長

成年後見人に選任される人の割合としましては、制度が開始された平成12年当時は9割ぐらいが親族の方でしたが、令和3年度では親族が20%ぐらいになっていまして、8割近くは専門職です。

それにはいろいろな意味合いがあって、裁判所が親族をあまり推薦しないということがありますが、また、核家族化が進んで親族内で頼む人がいないという事情もあると思いますが、現状はそういうところです。

その中で、仮に親族が後見人になる場合は、もちろん権利擁護支援者養成講座を受けていただいても構いませんが、これはあくまで親族後見人になることを前提に実施している研修ではなく、地域貢献など様々な権利擁護支援活動をしていただく方の養成のためのものでして、もし親族後見人となれば、権利擁護支援センターでは親族後見人向けの研修会も少しずつ始めているところですので、そちらを受けていただくことが良いのではないかと思います。

### ○委員

そういうものを受ければいいのですね。

## ○副委員長

例えば、家族会などから研修の講師派遣要請があれば、講師派遣をしています。

## ○委員

非常に親しくしている友人の場合はどうなるのでしょうか。

## ○副委員長

いずれにしても、最終的には家庭裁判所が判断することになります。親族であったり、知人の場合もそうですが、裁判所が後見人に選任してよいかどうかを判断する時の1つの目安として、専門職かどうかを見ています。

それは、専門職の場合は後見人として適正に活動するための研修を各専門職団体が実施していて、そういった方でないで後見人にならないように、例えば研修を受けて登録していただいた人から推薦するというをしています。その前提としてあるのは、不祥事を起こさないようにするためです。そういうことで、専門職かどうかをまず見えています。

知人の方というだけでは専門職にはならないので、その部分で少しハードルが高くなると思います。仮に後見人になれたとしても、後見監督人として専門職が選任されることもあります。

## ○委員

例えば、一人住まいの方で兄弟も誰もいないので、非常に親しい人に頼みたいということもあると思うのです。

## ○副委員長

一概に知人の方を否定するものではありません。ただ、裁判所はどうしても不祥事の可能性を考えて判断しますので、成年後見制度を利用するとなると、まず一義的には専門職を選任してはどうかという話になると思います。

先ほど委員の意見の際に、仮に親族後見人が困った場合というお話をしましたが、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の中では、後見人の活動としての苦情あるいは相談や、あるいは、周りの専門職からの後見人の活動に関する相談や苦情に対しても対応ができるようすべきだとなっています。

それも中核機関の役割としてあるのですが、一義的には、その地域での相談窓口にはまずは相談していただくのがいいと思います。ですので、在宅で過ごされている高齢者の方であれば、まずは地域包括支援センターにご相談いただいて、そこで簡単な課題整理や、誤解などを解いていただける範囲であればそこで対応していただいて、話が難しく、いろいろな問題がありそうだということであれば、中核機関にご相談いただくという流れがいいのではないかと思います。

## ○委員長

いろいろご希望はあると思います。元々は親族後見が多かったのですが、今は家庭裁判所がかなり厳しく判断するようになって、こちらが推薦しても、親族や知人の場合はチェックされて、やはり専門職の方が後見人になるという方向になっているようです。

### Ⅲ. 虐待防止に向けた取り組みについて

(事務局説明)

#### ○委員

私も当事者会の代表としていろいろな会合に参加するのですが、介護をしていると、皆さん必ず、虐待までいかななくても言葉がついきつくなったり、手を上げそうになったことがあるなどの話が出てきます。

資料7ページの高齢者虐待の内訳として養護者による虐待がかなり多くを占めていますが、介護をしていると皆さんやはり、家族に言えないことがあるのです。そういうことでも当事者会に来ると何でも言えると言われる。人に話すことでストレスが発散できたり、ほかの人も同じような思いをしていることを知って、やはり気持ちが和らぐのです。

これは、高齢者宅を訪れるヘルパーさんや訪問看護師さんも同じだと思いますので、虐待防止の一つとして事業所管理職のための虐待防止の取り組みはいいことだと思います。自分の施設の従事者の方が気持ちにゆとりがなくなったようなときには、従事者同士で話をしてもらったり、たまには発散するための何かを考えると、そういったことも管理者の方には必要だと思っています。ですから、施設の従事者の方のための虐待防止の研修会と併せて、施設の管理者同士の意見交換会などを行えばいいと思います。

私どもの当事者会の中でもたびたび意見交換会を行うのですが、ものすごくいろいろな意見が出てきます。例えば「妻の認知症が進んできてイライラしていたけど、これは妻が悪いのではなくて、病気がそうさせているんだな」と思ったという話を聞いて、「そうだな」と思いますし、「そういうこともあるんだな」と思うこともよくあります。

意見交換会では、様子をみながら適切なアドバイスを送るようにすればいいと思いますので、ホームページの管理者向けのページには期待しています。

#### ○委員長

介護者の方のストレスについては、施設職員もそうですが、グループで話し合うことは大事だと思います。

資料20ページを見ていただくとシンプルなことが書いてあります。これは虐待に当たるとしても、職員同士で注意しづらいとか、あるいは職員間で意見交換できる場がないとか、そういうことは大きい問題です。密室で、特に上からの圧力でうやむやになってしまうような職場の場合は、どうしても危ないことが起こりやすいので、職員間で話し合う場を持つことが大切だと思います。

#### ○委員

他市の病院で刑事事件に発展するような虐待がありました。つい最近も、保育所で保育士による子供への虐待がありました。これらは国の基準によって1人の職員が受け持つ人数が多くなっていて、そのために全員に目が行き届かなくて、みんながばらばらに動いている結果だと思うのです。

ですから、職員がゆとりを持って対象者を見るためには、そういう人員体制や報酬という抜本的なところから国の制度も考えていかなければいけないのではないかと思います。その結果、介護する側もされる

側も安心してゆとりをもってできるという状況になるのではないかと思います。

ただ、なぜ行政の目が行き届かないのか、家族もしょっちゅう見に行つて気づかなかつたのかなと思います。事件のあつた病院がある市も何回も指導に行つていたらしいのですが、そこまで強制力がないのです。市が何回注意しても改善されなかつたというのなら、もっといろいろがところが立ち入つて法的に罰することがどうしてできなかつたのかと思つて、改善するところはあるのではないかと思います。行政が突然に監査に行つて、入院している人の立場に立つて指導していけば早く発覚できたのではないかと思います。

## ○委員長

今、2つ大事なことをおっしゃいました。

1つは、働いている人に過度な負担をかけているのではないかとあります。ただ、この問題については国の基本的な施策の問題ですので、西宮市独自でできることは限られています。

もう1つの精神科病院の話は、西宮市でも訪問事業を実施しているので、事務局から説明していただけますか。

## ○事務局

精神科病院への訪問につきましては、ご協力いただいている団体と保健所で話をし、長期入院者の状況等を把握した上で、また、病状も確認した上で、地域移行が可能な方についてはできる限り地域に戻つていただいて、その方にどのような受入れが可能か、そういった地域移行支援という取組みをしています。

ただ、この2～3年はコロナ禍の影響もありまして、病院を訪問しての面談にハードルが高くなっています。そういった意味では、その活動については以前ほど積極的な関わりはできていないのですが、今後もできるだけ関わっていきたいと思っています。

また、病院への指導についても、兵庫県が中心となり県下の病院に行つているのですが、西宮市でも、精神科病院だけではなく一般の医療機関への立入りもすることがあります。決まった権限の中で病院から資料を提出していただいて、それを確認する必要もあります。

必要であれば抜き打ちでの訪問もしますが、基本的には、お伺いしたときに限られた医療スタッフの方々がこちらにも対応していただく人員の確保の問題もありますし、書類も準備していただく必要もありますので、一定、医療機関と調整した上で円滑に確認ができて、先ほどの地域移行支援でも病院との信頼関係も構築しながら、入院されている方が地域へ戻れるような対応に努めていきたいと思っています。

## ○委員

高齢者への虐待事例がとても多いのに対して、障害のある人に対しては件数的には少ないのですが、これは、実際に虐待が少なかったからというより、知的障害のある人などは、自分が虐待を受けたとしてもそれを言葉で訴えることもできなかつたり、親も分からないケースがありますし、施設内で起こつたことが外に出ないこともあります。

事業所で支援している方も、それが虐待に当たるのかどうかの判断が難しいので教えて欲しいという意見もありましたように、やはり知的障害のある人を支援している方には、どういうことが虐待に当たるのかをもっと広く知つていただいて、虐待の報告件数が増えたら増えたで心配ですが、全然上がつてこない

ことはもっと問題なのかなと思います。

虐待防止委員会を各法人で設置しなければならないことになりまして、研修も積極的にされていると思いますので、これからその点はよくなっていくことを期待しています。

## ○委員長

高齢と障害の絶対数が10倍違うと言われていまして、虐待件数も分母が違うということはありませんが、ご意見のとおり、知的障害の方は自ら訴えにくいという問題があります。特に施設の場合は、施設の中で意識を高めていただいて、職員の方も、これは虐待だと思ったら早めにヒヤリ・ハットとして内部で共有して、内部での対応が難しい場合は通報して解決していただくようにしていただきたいと思います。

それを含めて、虐待防止委員会と虐待の研修が必須化されましたので、西宮市でもその意識をしっかりと持っていただくようにしていかなければならないと思っています。

## ○委員

10年ぐらい前に、毎年1130報告で前年度の全国の虐待件数が出ていました。そもそも虐待という言葉だけで対応しているからはっきり分からないことがあって、例えば2年前の市内の事業所での虐待と言われた事件も、刑事事件になっているのだから、虐待案件としては数えてはいけません。

最近の虐待案件は、まず刑事事件になって、後で虐待対応がついていくという格好悪い状況がいっぱい出てくる中で、件数も、虐待事件としてはこれだけあるが、そのうち○件は刑事事件になりましたとか、そのうち○件は暴行傷害ですとか、金銭の問題だとか、そういう細かい数字まで出していかないと、虐待という曖昧な言葉で防止するとかというやり方自体が時代に追いついていないことを10年前に国に意見しましたが、国は刑事事件までは想像していないですし、法律の目的は虐待を防止するためですから、法律自体がそこまでは追いついていないということでした。

ですから、もう一度、虐待という意味はどういうものか、それを超えるものは刑事事件になって、そうなる罰せられるぐらいの話をきっちり虐待防止研修の中でやっていくということではないかと、ただ国も研修を毎年やっていますが、結構緩いというか、僕はいけないと思っています。そのあたりは、研修に位置づけてきっちり押さえてもらった上で、例えば資料のアンケートで、記述式のところですが、これが結構大事なのです。

気になったところは、迷った事例として、例えば行動障害のある入院者が他害したときの止め方とあります。一方で、障害福祉サービスの重度障害者加算があって、これは例えば、強度行動障害のある人への支援の研修を修了したり、医療行為が提供できる体制を整えたりしたら加算がつくことになっています。

一方で、専門家である事業所で、止め方がどこまで良くて、どこからいけないのかが分からないという状態でやっている事業所自体が不適切なのです。国保連の請求と実際にやっている現場の中身が本当についているのかどうか、実地指導や県民局の監査の部署と調整しながらやっていただきたいと思っています。それでいくと、障害児通所支援で強度行動障害のお子さんの危険な行動を抑制することは身体拘束に当たるのか書いていて、そういうお子さんもきちんと見立てを立てて、どうやったら落ち着いて生活できるかということを行う必要がある事業所が、こういうことを言ってしまうこと自体がアウトですよという見方です。

それが、これまできちんと裏合わせというか、これをやっていたら、本来こういう言葉が出てくること  
が、監査が難しい事情も重々分かるのですが、例えば拘束も、4点拘束、5点拘束は、世界では最大4時  
間ぐらいです。ところが、日本では長い人は2か月間で、5点拘束ですよ。そういうことが当たり前にさ  
れていること自体が危険なのです。

そういうことも含めて、こういう言葉が出てきていることの思いや裏づけなどをきちんと聞き取って、  
不安があったときにはちゃんと気をつけてください、こういうときに〇〇の対応をしましたとか、そうい  
うことをきっちり記録に残していくことが実は虐待防止につながることを、もう少し研修の中で伝えて  
いく必要もあると思っています。

## ○委員長

私も研修のときに、「この人はよくパニックを起こす人です」とか「この人は暴れる人です」という話  
をよく聞きます。ただ、「どういうシチュエーションのときにそうなりますか」「どういう活動をしたと  
きですか」「どういう人が支援されたときですか」と尋ねてみると、いつも暴れるわけではなくて、良い  
支援があって良い人がサポートしていれば本人はパニックにならないのです。一方で、ある職員が対応し  
たらすぐに暴れてしまうということもあります。やはりこれは施設の管理の問題なのです。そういうこと  
をしっかりと議論していかなければいけません。「この人はパニックを起こす人です」「暴れる人です」  
という発想自体が間違っていると思いますので、そこを含めたしっかりとした研修なりをやっていただき  
たいと思います。

今回のアンケートでも、「暴れた場合にどうすればいいのか」という回答がありましたが、基本的な支  
援のことをしっかりと学んでいただきたいと思ひますし、判断に迷った場合は、そこをごまかさずにしっ  
かりと酌み取って、外に出して一緒に考えていくということが大事だと思います。

## ○委員長

ここで共同提案をさせていただこうと思ひますので、少しお話をさせていただきます。

今、市内の権利擁護支援活動に関わっておられる様々な関係者の方々をどう育てるかという問題と、そ  
れに伴う権利擁護支援のネットワークの仕組みづくりのことで共同提案させていただきたいと思ひます。

この背景を少し申し上げますと、今年度で我々の任期は切れまして、私は規則上、次の任期で最後にな  
ります。その話をしたら、委員や委員から、次の任期で西宮市の抱えている問題を踏まえて、人材育成とシ  
ステムの問題について一定の提案をして、そのことを成果として終わりにしたらどうかと言われました。  
私もそう思いましたので、私なりの提案をさせていただきたいと思ひます。

まず、虐待でいきますと、例えば65歳以前から支援を受けている方が65歳を超えられた場合、高齢のほ  
うは地域包括支援センターをメインにされていて、障害のほうは基幹相談支援センターをメインにされて  
いますが、これからはどちらへ行けばいいのかわからない事例が多く出てくると思ひます。したがって、  
基幹相談支援センターと地域包括支援センターを含めて大きなシステムをつくっていくというテーマが一  
つあります。これは虐待の場合です。

また、差別事例についての法律はできていますが、難しいのは、今後の西宮市の場合は、在日の方の問  
題やLGBT、あるいは女性の問題も含めて、いろいろな差別の案件が出ますので、差別に関してどこが  
どのように対応していくのかという問題もあります。

もう一つ、今、権利擁護支援センターで市民権利養護者の養成をさせていただいています。これはすごくいい事業だと思っていまして、私たちもいろいろと協力しています。この研修を修了されると、ある方は市民後見人として活動されます。一方で、日常生活支援事業として、特に金銭管理の支援をする事業ですが、一部はそういうことをされています。あるいは、介護保険に介護相談員派遣事業があります。

この仕組みを私たちが昔に提案したときに、アメリカのロング・ターム・ケア・オンブズマンという制度を参考にしたのですが、この制度は、一定の研修を受けた市民が障害者の施設や高齢者の施設に入っていくって、話を聞いたりしながら未然に虐待を防ぐために良い支援に導くという制度です。この事業も、西宮市では市民権利擁護者に一部担っていただいています。ですから、西宮市は、先進的に進んだ活動をしているのですね。

それを踏まえて、改正精神保健福祉法では、西宮市が今まで行ってきた精神科の病院に訪問に行かれるような入院者訪問支援事業を全国的に始めるとしています。私が最近に国立精神神経医療センターの部長の研修会で話を聞いてみると、アメリカのロング・ターム・ケア・オンブズマン事業とよく似た事業で、一定の研修を受けた市民の方が精神科の病院を訪問して、事前に虐待を防いだり、地域移行をサポートしたりする事業でした。これは、西宮市では既に取り組んでいる事業です。それを国は全国的にやると言っているのです。

ただ、これらの研修は介護保険の仕組みや精神保健の仕組みでやるので、国は全く違う研修の仕組みを考えているようですが、ほとんど中身は一緒ですし、西宮市で市民権利擁護者の養成のレベルが高いから、その仕組みをベースにすれば大体いけると思うのです。

ですから、ベーシックな西宮の仕組みをつくって、後見人になる人はプラスアルファの研修を受ける、精神科の病院の訪問相談に行く方はプラスアルファで研修を受ける、何かするときはそのプラスアルファの研修を受ける仕組みを立ち上げて、全体としてはいろいろな人材養成の仕組みをつくっていけばいいのではないかというのが一つの提案です。

もう一つは、それを踏まえて、高齢の場合で言うと地域包括支援センターの問題、障害の場合で言うと協議会の問題です。そういういろいろな関係機関と連携しながらやっていくのか、あるいは庁内でも、各分野ばらばらでやっている権利擁護の仕組みを方向づけて、それも踏まえて重層的な支援の一翼を担っていく仕組みについて、以前にも部会をつくって中核機関を含めたシステムの議論をしましたので、今言った人材育成と大きな意味での関係機関のネットワークづくりについてのビジョンをつくる部会をつくって議論していきたいと考えています。

委員と委員は私に提案した側ですから協力していただければ、皆さんの中からも参画していただいて、一緒に議論を進めていけたらと提案した次第です。

## ○副委員長

私からは人材育成の話をさせていただきます。ご承知のとおり福祉の職員の人材不足は深刻で、これは西宮市に限った話ではありませんが、相談員という立場の方も同じです。

事業所ごとに人材育成のための研修を行ってもあまり効率的ではありませんので、できれば西宮市内で福祉的な活動をしている事業所がそれぞれ集まって研修の仕組みを作って、個別の福祉支援の方法という話ではなく、人材教育のような形で、新人、5年目、10年目、管理職という形で人材育成のスケジュールを西宮市として開発して、西宮市内の事業所がそういった人材育成の研修を行える環境をつくるのが安

定した職員の確保や事業の実施につなげられるのではないかと考えています。

そういうことを、小委員会なのか部会なのか、そういうところで検討して、関係の事業所の人たちが集まると、そこでネットワークもできるのではないかと思いますので、提案させていただく次第です。

#### ○委員長

このことについて事務局はいかがですか。

#### ○事務局

この西宮市権利擁護支援システム推進委員会立ち上げ時の担当でしたので、この委員会の提言は、本市の権利擁護支援推進において重要な計画となっていて、重く受け止めています。来年度以降、そういう提言に基づいて計画的に取り組んでいきたいと思っています。また、具体的な実行計画については、委員会等でお示ししたいと思います。

#### ○委員長

小委員会や部会の設置についてはいかがですか。

#### ○事務局

課題解決に向けて、より機動的な体制として部会なのか小委員会なのかについては考えていければ良いのですが、取り急ぎその課題に対しての対応は、委員長、副委員長のご提案でもありますので、進めていただけたらと思います。

## IV. 西宮市障害者差別解消支援地域協議会

(事務局説明)

#### ○委員

障害者差別解消法の施行から7年が終わりかけていますが、法改正に伴う基本方針の改正案がまとまりつつあって、恐らく2023年度のどこかの時点で施行されるのではないかと考えています。

そこで出てきていることは、ワンストップ窓口を内閣府で持つことになったのですが、国がやっとワンストップを作ったので、西宮市においても、差別解消についてはワンストップでできないのかとかと運営委員会でも意見がでていました。

例えば議会事務局であったり、選挙管理委員会であったり、教育委員会という組織ごとに差別解消の窓口があって、そこで対応することにはなっていますが、教育委員会は0件と聞いています。しかし現場の状況を聞くと、結構ひどい対応が出ていたり、しんどい思いをされている状況があって、それが差別解消の窓口には上がってきていないのです。

差別解消支援地域協議会をこの委員会で実施しているのは、これ以上西宮市で審議会を増やすことは難しいからということでした。ただ、せっかくこの委員会に地域協議会を置くのであれば、少なくとも西宮市で上がってくる差別案件、もしくはそういう状況については、この委員会できちんと論議するとか、今のところ実績はないですが、やはりすぐに解決できないことがたくさんあり、そのための建設的対話が合理的配慮になってくるわけですから、継続案件というのも本来はここでたくさん論議されないといけないのではないかと考えています。

もう一つは、障害者差別の事例に関する解決の仕組みを具体的にこの委員会でどうやって検討していくか。差別だと気づいていても差別ということを取り扱わない、行政であったり、最近ではメディアでも差別という言葉自体使わないという状況が多々見受けられるので、その中で差別を無くすということをどうやって伝えていくかを考えていかなければならないと思います。

先日、県外のグループホームで不妊処置をしていたという事例がありました。これには合意があったと報道で伝えられていましたが、たとえ合意があったとしてもやってはいけないことなのです。

1月20日付の厚生労働省の通知では、市町村に対して同じような事例を把握した場合は国に報告するように求めています。優生思想的な考え方、差別的な言い方、捉え方をされているような気がするのですが、そのように考えると、あいサポートがきっちりと学校教育でも展開できるように、いろいろな人が人権の問題について取り上げていけるような取組みになるように考えていかなければいけないと思っています。

## ○委員長

本日の委員会での議論のほとんどは虐待の話でしたが、差別の話をしてみると、例えばアメリカでの事例の件数を見ると、圧倒的に差別事例が多いのです。つまり、法的には平等の権利があって、その権利の下で平等に地域で暮らすことの権利を持っている人たちが暮らすために必要な、つまり、社会参加するために必要な合理的配慮をしないことが差別なのです。

これは大きなテーマとして、数多くの事例が出てくるわけです。虐待は、支援する側・される側という関係性、つまり力の差がある中で起こってくるわけで、例えば親と子など、特定の関係性でしか生じないのです。しかし、差別事例は学校や医療機関など市民生活すべてに及ぶので、ものすごい数が出てくるのです。

先ほどの提案内容は、権利擁護支援活動を担当する方の人材育成ですので、虐待、差別などすべて含めて、人権侵害・虐待についての理解を深めていただくための職員の研修と権利擁護支援ネットワークの構築と考えていますので、やっていけたらなと思います。

## その他、連絡事項

---

(事務局連絡事項)

### ○委員長

それでは、閉会にあたり副委員長から一言お願いします。

### ○副委員長

本日はいくつかの提案をさせていただきました。現場にいる者としての私なりの感想ですが、非常に厳しい、大変な状況に今の福祉現場はあると感じています。その中で、先にご紹介した国の第2期成年後見制度利用促進基本計画であったり、あるいは国連からの総括意見が出ていることから、いろいろと変えていただかなければいけないことがたくさんあります。

委員の意見にもありましたが、西宮市は以前から取り組んでいることももちろんありますし、こういった形式に落とし込んでいるものもありますが、やはり大事なのは、その実践をしているところだと思います。すごくいいことが書いてあって、これができたら本当に素晴らしいのですが、それは、できて初めて素晴らしいのであって、できていないのなら全然意味がないわけです。

ですから、ここで抽出した課題が解決できるようにしていくことがこの委員会だと思いますので、ぜひ新年度も、皆さんからいろいろなご意見をいただいて、それを忠実に解決できるような仕組みをつくっていくことがこの委員会として大事なことだと思いますのでご協力いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。